

須賀川市ウェブサイトバナー広告掲載に関する注意事項

今般、バナー広告のお申し込みをいただきまして、誠にありがとうございます。

ウェブサイトバナー広告の掲載におきまして、以下の事項にご留意くださいますようお願い申し上げます。

- 本日ご覧いただきましたホームページデザインは見本になりますので、最新の内容にするためサイト内容や写真等に変更が生じることもございます。特にトップのメインスライドにつきましては時期により入れ替わりがございます。
- 市で作成したバナー広告の場合に色合いが異なる場合がございます。
- 市が作成したバナー広告の修正は2回までとさせていただきます。
- 「須賀川市広告掲載要綱」及び「須賀川市広告掲載基準」で定められた事項に適合した広告掲載となりますので、須賀川市による事業者及び掲載内容の審査が行われます。
※本日は、須賀川市広告掲載基準第3条第1項各号に規定する業種又は事業者ではないことへの宣言をお願いいたします。
- バナー広告の掲載内容によっては、掲載後、須賀川市による広告審査で訂正の指示が入る場合があります。
※一部職種、医療広告等におきましては、保健所への届出と一致した内容、厚生労働省の「医療広告ガイドライン」を遵守した広告内容のみ掲載可能となります。

令和 年 月 日

須賀川市役所秘書広報課担当より、上記注意事項の説明を受け、その内容について了承いたしました。

また、須賀川市広告掲載基準第3条第1項各号に規定する業種又は事業者ではないことを宣言します。

住所 _____
事業者名 _____
代表者氏名 _____ (印)
電話番号 _____

第3号様式

【参考】

「須賀川市広告掲載基準」一部抜粋

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) ギャンブルに関する業種
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う業種
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びそれらに準ずる業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 本市の市税を滞納している事業者
- (11) その他社会問題を起こしている業種及び事業者

お客様控え

須賀川市ウェブサイトバナー広告掲載に関する注意事項

今般、バナー広告のお申し込みをいただきまして、誠にありがとうございます。

ウェブサイトバナー広告の掲載におきまして、以下の事項にご留意くださいますようお願い申し上げます。

- 本日ご覧いただきましたホームページデザインは見本になりますので、最新の内容にするためサイト内容や写真等に変更が生じることもございます。特にトップのメインスライドにつきましては時期により入れ替わりがございます。
- 市で作成したバナー広告の場合に色合いやイメージと異なる場合がございます。
- 市が作成したバナー広告の修正は2回までとさせていただきます。
- 「須賀川市広告掲載要綱」及び「須賀川市広告掲載基準」で定められた事項に適合した広告掲載となりますので、須賀川市による事業者及び掲載内容の審査が行われます。
※本日は、須賀川市広告掲載基準第3条第1項各号に規定する業種又は事業者ではないことへの宣言をお願いいたします。
- バナー広告の掲載内容によっては、掲載後、須賀川市による広告審査で訂正の指示が入る場合があります。
※一部職種、医療広告等におきましては、保健所への届出と一致した内容、厚生労働省の「医療広告ガイドライン」を遵守した広告内容のみ掲載可能となります。

第3号様式

【参考】

「須賀川市広告掲載基準」一部抜粋

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) ギャンブルに関する業種
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う業種
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びそれらに準ずる業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 本市の市税を滞納している事業者
- (11) その他社会問題を起こしている業種及び事業者